

第IV章 良好な景観形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

良好な景観を形成するにあたり、歴史的な建造物や町民から親しまれている建造物・樹木を地域のシンボルとして保全・活用することは、住民が誇りと愛着の持てる景観づくりを行う上で重要な役割を果たすと考えられます。次に示す項目に該当する建造物・樹木については、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要建造物*及び景観重要樹木*に指定します。



【儀間志良堂のコバテイシ】

- ①地域の住民に親しまれ、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置づけにある建造物・樹木
- ②歴史的または文化的価値をもつ建造物・樹木
- ③周辺地域の良好な都市景観・集落景観を特徴づけている建造物・樹木

2. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示及び掲出物件については、賑わいのある雰囲気づくりへの効果を踏まえる必要がありますが、大規模かつ派手な色彩の広告物、一定の地区における集中的な掲出など、今後、屋外広告物の氾濫が本町の景観を悪化させる要因になることも予想されます。そのことから、表示及び掲出に関しては一定の制限が必要であると考えられます。特に、景観重点エリアや準景観地区については、当該景観の特色が阻害されぬよう、適切な制限を行うこととします。

3. 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川等の公共施設については建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等がともに、地域の景観を構成する主要な要素のひとつです。そのため、地域の良好な景観形成において重要な公共施設として認められるものについては、管理者と協議の上、積極的に景観重要公共施設*の指定を推進します。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農地が町の景観形成に与える影響は少なくないと考えられます。そのため、本町の景観形成を図る上で、農業振興との連携が重要となります。景観と調和のとれた営農条件を確保するため、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



【謝名堂の農地】

5. 自然公園法の許可の基準

本町は、県立久米島自然公園（陸域：5,941ha、海域：5,636ha）として久米島全域が指定されています。このため、自然公園法に基づく自然景観の保護と措置を併せ、景観法に基づく良好な景観形成を促進する措置を相互に図りつつ、必要に応じて上乘せの許可基準が定められるよう国、県との連携、調整を行うものとします。



【アール岳】